

利用開始予定日	令和●年 ●月 ●日	所 在 地	香芝市本町△△番地
フ リ ガ ナ	カシバヨウチエン		
施 設 名	かしば幼稚園	電 話 番 号	0745-XX-XXXX

認定こども園、幼稚園又は特別支援学校幼稚部のほか、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業を利用する（予定を含む。）方は、記入してください。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		
	☐ 認可外 ☐ 一時預かり		年 月 日
	☐ 病児保育 ☐ 子育て援助活動		

備考

- 1 預かり保育事業においては、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業の平日における提供時間（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程に係る教育時間を含む。）数が8時間未満又は年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。
- 2 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定により、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども又は子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 3 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日にかかわらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定により、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 4 申請内容が事実と相違した場合は、子育てのため施設等利用給付に係る認定を取り消すことがあります。
- 5 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設（企業主導型保育事業）の利用がある場合は、本認定の申請をすることはできません。

添付書類（次の中から該当する書類を添付し、チェックを入れてください。）

1 就労されている方（予定を含む。）	☐ 就労証明書（就労内定の場合は、その証明を受けてください。）
2 自営（自宅外自営、親族経営等の自営を含む。）の方	☐ 就労証明書及び自営の証明書類の写し（確定申告書、営業許可証、開業届等）
3 出産前後の方（産前産後各3月に限る。）	☐ 申立書及び母子健康手帳（表紙と出産予定日の記載のあるページ）の写し
4 保護者が学校に在学中の方（予定を含む。）	☐ 申立書、在学証明書及び就学時間が分かるもの（カリキュラム、時間割等）
5 保護者が病気の方	☐ 申立書及び医師による診断書（原本）
6 保護者が障害をお持ちの方	☐ 申立書及び次に掲げるいずれかの書類 (1) 障害による手帳等の交付を受けている方 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の写し (2) 交付を受けていない方 医師による診断書（原本）
6 保護者が介護している方	☐ 申立書及び介護が必要であることが分かる書類（診断書等）
7 保護者が求職中の方	☐ 求職に関する誓約書